

事務連絡
令和8年3月6日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省年金局事業管理課

国民年金第1号被保険者の育児期間に係る国民年金保険料免除制度
の周知について（協力依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）（以下「改正法」という。）が公布され、国民年金第1号被保険者の父母（養父母も含む。）とともに、養育する子が1歳になるまでの期間の保険料が免除される制度が、令和8年10月1日から施行されます。

本制度は、産前産後免除制度と同様に保険料納付済期間として将来の年金の受給額に算入されることから、制度周知を行うことは重要であると考えており、市区町村の窓口において、出産育児一時金等の出産に係る諸手続や相談来訪の際に当該リーフレットを配付いただくなど、周知へのご協力をお願いしたいと考えています。本制度におけるこれまでの経緯や、目的につきましては、別添にまとめていますので、都道府県におかれては、その内容についてご了知の上、貴管内市区町村への周知をお願い申し上げます。

なお、参考1から参考3のとおり、各地方公共団体の関係部署等宛てに、同様の協力依頼を発出している旨、併せて申し添えます。

(別添)

国民年金第1号被保険者の育児期間に係る国民年金保険料免除制度の周知

1. 経緯

- 先般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）（以下「改正法」という。）が公布され、国民年金第1号被保険者の父母（養父母も含む。）ともに、養育する子が1歳になるまでの期間の保険料が免除される制度が、令和8年10月1日から施行されます。
- 本制度は、
 - ・ 令和4年12月16日にとりまとめられた「全世代型社会保障構築会議報告書」において、育児休業給付の対象外である方々への支援として、「自営業者やフリーランス・ギグワーカー等に対する育児期間中の給付の創設についても、子育て期の就労に関する機会損失への対応という観点から、検討を進めるべきである。」とされ、
 - ・ また、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、「自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金の第1号被保険者について育児期間に係る保険料免除措置を創設することとする。その際、現行の産前・産後期間の保険料免除制度や被用者保険の育児休業期間の保険料免除措置を参考としつつ、2026年度に施行するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。」とされたことを踏まえて、改正法に盛り込まれました。

2. 周知の目的

- 国民年金第1号被保険者に係る産前産後免除制度については、「国民年金第1号被保険者の産前産後免除制度に係る周知について（改めてのご協力依頼）」（令和7年4月17日付 事務連絡）において、周知にご協力いただいておりますが、育児免除の期間についても、産前産後免除制度と同様に保険料納付済期間として将来の年金の受給額に算入されることから、制度周知を行うことは重要であると考えております。
- 国民健康保険被保険者の出産育児一時金の申請等をされる方は、国民年金制度における産前産後免除制度を利用いただける可能性が高いと考えられますが、産前産後免除を受けられている方は、引き続き育児免除制度の対象となりうることから、出産育児一時金等の出産に係る諸手続や相談来訪の際に当該リーフレットを配付いただく等、国民年金保険料の育児免除

制度についてもご案内いただくことについてご協力をお願いしたく、都道府県におかれては、その内容についてご了知の上、貴管内市区町村への周知をお願い申し上げます。

3. 広報資材について

- 本制度の広報資材として、別添1のとおりリーフレット、別添2のとおりポスターを作成しています。
- 令和8年3月末までに日本年金機構から送付させていただきますので、令和8年4月1日以降に設置等にご協力いただきますようお願いいたします。なお、リーフレットの部数に不足が生じた場合は、年金事務所にご連絡いただくか、日本年金機構のリーフレット掲載ページ（令和8年4月1日公開）からダウンロードいただきますようお願いいたします。

- リーフレット掲載ページ URL

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html>

- リーフレット掲載ページ QR コード



令和8年（2026年）10月から

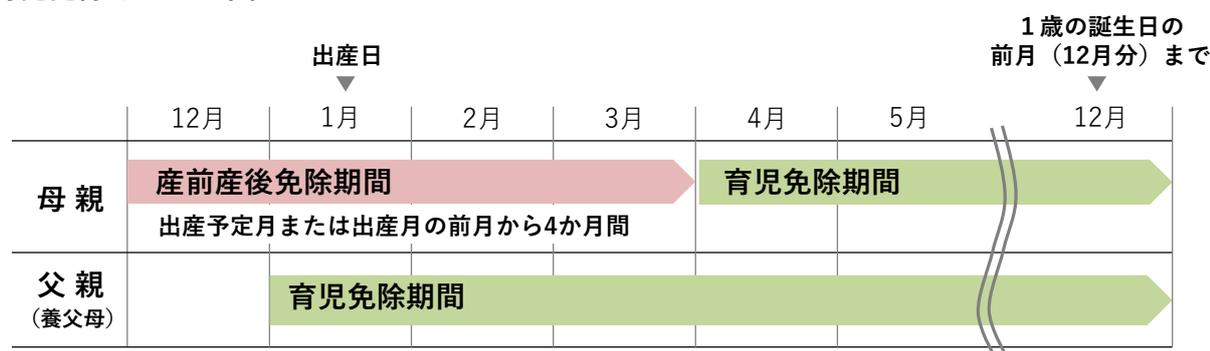
国民年金保険料の 育児免除制度が始まります！

実子、養子を育てている方は、
育児のための免除制度を利用できます。



- 国民年金第1号被保険者（自営業者・農業者・アルバイト・無職など）も**育児で保険料が免除される制度**が始まります。
- お子さま（実子・養子）を育てている方（父母・養父母）は、申請することで、月額17,920円（令和8年度）の**保険料が免除**されます。
- 対象期間は、お子さま（実子・養子）が**1歳になる誕生日の前月まで**です。
- 将来の年金額は、**納付した場合と同じように反映**されます。

< 育児免除イメージ図 >



申請はスマホでOK！電子申請がかんたん便利

基本的に、**書類を添える必要はありません。**

※ 届書（紙）による手続きの場合には、「産前産後免除該当届／育児免除該当届・終了届」
「マイナンバーカード」の写し等が必要となります。

スマホで24時間365日、電子申請できます。

※ お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口や郵送でも手続きできます。

制度や手続きの
詳細はこちら



日本年金機構特設ページ
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html>



マイナポータル（電子申請）はこちら
<https://myna.go.jp>

新制度が始まります!!

子育て中の国民年金保険料が免除されます

令和8年
(2026年)
10月から
スタート!!



制度のポイント

1歳未満のお子さまを
養育している方
(父・母・養父母)

所得に関係なく
国民年金保険料が免除
されます

将来の年金額は
納付した場合と同じ
ように反映されます

▼ 制度や手続きの詳細はこちら ▼

日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html>



申請はスマホでOK!
電子申請 (マイナポータル) がかんたん便利
<https://myna.go.jp>



(参考1)

事務連絡
令和8年3月6日

市区町村（特別区を含む。）国民年金担当課 御中

厚生労働省年金局事業管理課

国民年金第1号被保険者の育児期間に係る国民年金保険料免除制度
の周知について（協力依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）（以下「改正法」という。）が公布され、国民年金第1号被保険者の父母（養父母も含む。）ともに、養育する子が1歳になるまでの期間の保険料が免除される制度が、令和8年10月1日から施行されます。

本制度は、産前産後免除制度と同様に保険料納付済期間として将来の年金の受給額に算入されることから、該当の方に積極的にご活用いただくために、貴市区町村においても、周知のご協力をいただきますよう、何卒お願い申し上げます。

なお、本制度におけるこれまでの経緯や、目的につきましては、別添にまとめていますので、併せてご確認いただきますようお願いいたします。

また、参考1から参考3のとおり、各地方公共団体の関係部署等宛てに、同様の協力依頼を発出している旨、併せて申し添えます。

(別添)

国民年金第1号被保険者の育児期間に係る国民年金保険料免除制度の周知

1. 経緯

- 先般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）（以下「改正法」という。）が公布され、国民年金第1号被保険者の父母（養父母も含む。）とともに、養育する子が1歳になるまでの期間の保険料が免除される制度が、令和8年10月1日から施行されます。
- 本制度は、
 - ・ 令和4年12月16日にとりまとめられた「全世代型社会保障構築会議報告書」において、育児休業給付の対象外である方々への支援として、「自営業者やフリーランス・ギグワーカー等に対する育児期間中の給付の創設についても、子育て期の就労に関する機会損失への対応という観点から、検討を進めるべきである。」とされ、
 - ・ また、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、「自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金の第1号被保険者について育児期間に係る保険料免除措置を創設することとする。その際、現行の産前・産後期間の保険料免除制度や被用者保険の育児休業期間の保険料免除措置を参考としつつ、2026年度に施行するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。」とされたことを踏まえて、改正法に盛り込まれました。

2. 周知の目的

- 国民年金第1号被保険者に係る産前産後免除制度については、「国民年金第1号被保険者の産前産後免除制度に係る周知について（改めてのご協力依頼）」（令和7年4月17日付 事務連絡）において、周知にご協力いただいておりますが、育児免除の期間についても、産前産後免除制度と同様に保険料納付済期間として将来の年金の受給額に算入されることから、周知を行うことは重要であると考えております。
- つきましては、国民年金保険料の育児免除制度についても周知のご協力をいただきますよう何卒お願い申し上げます。

3. 広報資材について

- 本制度の広報資材として、別添1のとおりリーフレット、別添2のお

りポスターを作成しています。

- 令和8年3月末までに日本年金機構から送付させていただきますので、令和8年4月1日以降に設置等をお願いいたします。なお、リーフレットの部数に不足が生じた場合は、年金事務所にご連絡いただくか、日本年金機構のリーフレット掲載ページ（令和8年4月1日公開）からダウンロードいただきますようお願いいたします。

- リーフレット掲載ページ URL

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html>

- リーフレット掲載ページ QR コード



(参考2)

事務連絡
令和8年3月6日

各〔都道府県〕
〔市区町村〕

母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省年金局事業管理課
こども家庭庁成育局母子保健課

国民年金第1号被保険者の育児期間に係る国民年金保険料免除制度
の周知について（協力依頼）

母子保健行政の推進につきましては、平素から格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）（以下「改正法」という。）が公布され、国民年金第1号被保険者の父母（養父母も含む。）とともに、養育する子が1歳になるまでの期間の保険料が免除される制度が、令和8年10月1日から施行されます。

本制度は、産前産後免除制度と同様に保険料納付済期間として将来の年金の受給額に算入されることから、周知を行うことは重要であると考えており、市区町村の窓口において、母子健康手帳の交付及び産後ケア事業のご案内時や妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）における面談時等の際に、リーフレットを配付いただくなど、国民年金保険料の育児免除制度についてご案内いただきますよう、ご協力をお願いいたします。なお、本制度におけるこれまでの経緯や、目的につきましては、別添にまとめていますので、併せてご確認いただきますようお願いいたします。

なお、参考1から参考3のとおり、各地方公共団体の関係部署等宛てに、同様の協力依頼を発出している旨、併せて申し添えます。

(別添)

国民年金第1号被保険者の育児期間に係る国民年金保険料免除制度の周知

1. 経緯

- 先般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）（以下「改正法」という。）が公布され、国民年金第1号被保険者の父母（養父母も含む。）とともに、養育する子が1歳になるまでの期間の保険料が免除される制度が、令和8年10月1日から施行されます。
- 本制度は、
 - ・ 令和4年12月16日にとりまとめられた「全世代型社会保障構築会議報告書」において、育児休業給付の対象外である方々への支援として、「自営業者やフリーランス・ギグワーカー等に対する育児期間中の給付の創設についても、子育て期の就労に関する機会損失への対応という観点から、検討を進めるべきである。」とされ、
 - ・ また、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、「自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金の第1号被保険者について育児期間に係る保険料免除措置を創設することとする。その際、現行の産前・産後期間の保険料免除制度や被用者保険の育児休業期間の保険料免除措置を参考としつつ、2026年度に施行するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。」とされたことを踏まえて、改正法に盛り込まれました。

2. 周知の目的

- 国民年金第1号被保険者に係る産前産後免除制度については、「国民年金第1号被保険者の産前産後免除制度に係る周知について（改めてのご協力依頼）」（令和7年4月17日付 事務連絡）において、周知にご協力いただいておりますが、育児免除の期間についても、産前産後免除制度と同様に保険料納付済期間として将来の年金の受給額に算入されることから、周知を行うことは重要であると考えております。
- 母子健康手帳の受け取り等のために来訪される方や産後ケア事業を利用される方、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）を通じて面談を実施される方の中には、国民年金第1号被保険者であり、産前産後免除制度を利用いただける方も含まれると考えられますが、産前産後免除を受けられている方は、引き続き育児免除制度の対象となりうることから、母子健

康手帳の交付及び産後ケア事業のご案内等の際に、リーフレットを配付いただく等、国民年金保険料の育児免除制度についてご案内いただきますよう、引き続きご協力をお願いいたします。

3. 広報資材について

- 本制度の広報資材として、別添1のとおりリーフレット、別添2のとおりポスターを作成しています。
- 令和8年3月末までに日本年金機構から市区町村の母子保健主管部（局）あてに送付させていただきますので、令和8年4月1日以降に設置等の活用をお願いいたします。配布部数としては、リーフレット100部、ポスター2部程度を予定しております。なお、リーフレットの部数に不足が生じた場合は、地域を管轄する年金事務所にご連絡いただくか、日本年金機構のリーフレット掲載ページ（令和8年4月1日公開）からダウンロードいただきますようお願いいたします。

- リーフレット掲載ページ URL

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html>

- リーフレット掲載ページ QR コード



(参考3)

事務連絡
令和8年3月6日

都道府県
各指定都市 児童福祉主管部局 御中
児童相談所設置市

厚生労働省年金局事業管理課
こども家庭庁支援局家庭福祉課

国民年金第1号被保険者の育児期間に係る国民年金保険料免除制度
の周知について（協力依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）（以下「改正法」という。）が公布され、国民年金第1号被保険者の父母（養父母も含む。）ともに、養育する子が1歳になるまでの期間の保険料が免除される制度が、令和8年10月1日から施行されます。

本制度は、国民年金保険料の納付済期間として将来の年金の受給額に算入されることから、制度周知を行うことは重要であると考えており、里親支援センター、養子縁組あっせん事業を行う民間あっせん機関（以下「民間あっせん機関」という。）等においてリーフレットを配付いただくなど、国民年金保険料の育児免除制度について周知いただくことについて、御協力をお願いしたいと考えています。

本制度におけるこれまでの経緯や、目的につきましては、別添にまとめていますので、貴自治体におかれては、内容についてご了知いただき、里親支援センター、民間あっせん機関等に対し、事前にご連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、参考1から参考3のとおり、各地方公共団体の関係部署等宛てに、同様の協力依頼を発出している旨、併せて申し添えます。

(別添)

国民年金第1号被保険者の育児期間に係る国民年金保険料免除制度の周知

1. 経緯

- 先般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）（以下「改正法」という。）が公布され、国民年金第1号被保険者の父母（養父母も含む。）とともに、養育する子が1歳になるまでの期間の保険料が免除される制度が、令和8年10月1日から施行されます。
- 本制度は、
 - ・ 令和4年12月16日にとりまとめられた「全世代型社会保障構築会議報告書」において、育児休業給付の対象外である方々への支援として、「自営業者やフリーランス・ギグワーカー等に対する育児期間中の給付の創設についても、子育て期の就労に関する機会損失への対応という観点から、検討を進めるべきである。」とされ、
 - ・ また、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、「自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金の第1号被保険者について育児期間に係る保険料免除措置を創設することとする。その際、現行の産前・産後期間の保険料免除制度や被用者保険の育児休業期間の保険料免除措置を参考としつつ、2026年度に施行するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。」とされたこと
を踏まえて、改正法に盛り込まれました。

2. 周知の目的

- 育児免除の期間については、国民年金保険料の納付済期間として将来の年金の受給額に算入されることから、制度周知を行うことは重要であると考えております。
- 里親支援センター、民間あっせん機関等において支援を行っている方の中には、国民年金第1号被保険者であり、国民年金制度における育児免除制度を利用いただける方も含まれると考えられますため、里親等希望者へのご案内等の際に、リーフレットを配付いただく等、国民年金保険料の育児免除制度についてご案内いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

3. 広報資材について

- 本制度の広報資材として、別添1のとおりリーフレット、別添2のとおりポスターを作成しています。
- 令和8年3月末までに、日本年金機構から令和7年4月1日現在で設置している里親支援センター及び民間あっせん機関あてに送付させていただきますので、令和8年4月1日以降に設置等をお願いいたします。なお、リーフレットの部数に不足が生じた場合は、年金事務所にご連絡いただくか、日本年金機構のリーフレット掲載ページ（令和8年4月1日公開）からダウンロードいただきますようお願いいたします。
また、貴自治体のフォスタリング機関については、リーフレット掲載ページをご案内いただきますようお願いいたします。

- リーフレット掲載ページ URL

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html>

- QRコード

